

8 障がいのある子どもの支援

各種手帳

身体障害者手帳

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、福祉の増進を図るために「身体障害者福祉法」が定められています。この法律による援助を受けたり、医療費助成などの各種制度を利用するためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

【対象者】 肢体が不自由な人、目が見えにくい人、耳が聞こえない人、平衡・音声・言語に障害のある人、心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸および小腸の機能障害がある人、免疫機能障害の人などで、その状態が継続し、日常生活に著しい制限を受けると認められるもの。

【必要書類等】

- ・申請書
- ・診断書（指定医師作成のもの）
※所定の様式が福祉課にあります。
- ・印鑑
- ・写真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身）1枚

問い合わせ

福祉課

☎72-6126



精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るため、各種支援策を受ける場合に障害を証明する手帳です。有効期間は2年間です。

【対象者】 精神障害のため日常生活または社会生活への制約がある人

【必要書類等】

・申請書

・印鑑

・診断書（精神保健福祉手帳用）

※所定の様式が福祉課にあります。

※精神障害を起因とする傷病名により障害年金を受給している場合は、年金証明（写）と「照会に対する同意書」を提出することにより診断書を省略することができます。ただし、障害年金と同じ等級で認定となりますので、更新の場合に手帳と障害年金の等級が異なる場合は、診断書を添付してください。

・写真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身）1枚

※写真の貼付を希望しない場合は、手帳を所持したことにより受けることのできるサービスに差異が生じうることを了解した旨の「確認書」の提出により省略できます。（例外的な取扱）

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126

療育手帳

知的障害者に対し、更生を援助し、福祉を図ることを目的に「知的障害者福祉法」が定められており、その援助を受けるために必要なもので、障害の程度によりA、Bに区分されています。

【対象者】 児童相談所（18歳未満の人）または知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障害者と判定された人

【必要書類等】

・申請書

・印鑑

・写真（タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、正面上半身）1枚

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126

☆ 児 童 相 談 所 ☆

●倉敷児童相談所新見相談室

- 【 相 談 日 程 】 毎週木・金曜日 10時～16時（祝日、年末年始は除く）
- 【 相 談 内 容 】 18歳未満の子どもに関する相談（養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、または知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障害者と判定された人）
- 【 場 所 】 備中県民局新見地域事務所内（木・金曜日）
- 【 そ の 他 】 電話で予約をお願いします。
（予約申込先）
◇月・火曜日
倉敷児童相談所 高梁分室
☎（0866）21-2833
◇水・木・金曜日
倉敷児童相談所
☎（086）421-0991

☆ 視覚障害教育びほく相談支援室 ☆

- 【 相 談 日 程 】 毎月第1木曜日 9時半～16時半（変更あり）
- 【 対 象 】 備北保健所管内在住の視覚障害のある0歳から高校生の人とその保護者、視覚障害児・者に関わる関係機関の人
- 【 場 所 】 備北保健所（備中県民局高梁地域事務所内）
高梁市落合町近似286-1
- 【 そ の 他 】 予約制のため、電話などで2日前までに必ずご連絡ください。
（電話受付時間 9時～17時）
TEL 086-272-3165（岡山盲学校 利守）
FAX 086-272-1853
E-mail okamo_shien@infoseek.jp

医療

自立支援医療

自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）は、指定医療機関で特定の治療を受けた場合、医療費の負担が原則1割となる制度です。ただし、所得に応じた自己負担の上限金額が定められ、負担が重くなりすぎないようにになっています。

- 【対象者】
- ①育成医療：18歳未満の身体障害児（障害に係る医療を行わないと、将来障害を残す疾患のある児童を含む）
 - ②更生医療：18歳以上で身体障害者手帳を所有する人
 - ③精神通院：精神障害者であって、精神疾患の治療のため通院が必要と認められる人

- 【医療の内容】
- ①育成医療・更生医療
 - 視覚（角膜移植等）聴覚（人工内耳等）肢体不自由（人工関節置換等）
 - 心臓（人口弁置換術等）肝臓（肝臓移植術、◎移植後の抗免疫療法）
 - ◎じん臓（透析、腎移植術等） ◎小腸機能 ◎免疫機能
 - 呼吸器，ぼうこうまたは直腸機能（育成医療のみ）
 - ②精神通院
 - ◎統合失調症 ◎躁うつ ◎てんかん ◎認知症 ◎薬物関連
 - ◎その他医師の診断によるもの 等

※ ◎印は重度かつ継続

- 【必要書類】
- ①育成医療・更生医療
 - ・支給認定申請書
 - ・育成医療意見書または更生医療判定票（概算額算出表）
 - ・印鑑
 - ・健康保険証
 - ・同意書及び収入申告書
 - ・市民税非課税の場合、本人（受診者が18歳未満の場合は保護者）の収入額がわかるもの
 - ②精神通院
 - ・支給認定申請書
 - ・診断書
 - ・印鑑
 - ・健康保険証
 - ・同意書及び収入申告書
 - ・市民税非課税の場合、本人（受診者が18歳未満の場合は保護者）の収入額がわかるもの

【 費用負担 】

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		一般	◎重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯で受診者の年収が80万円未満	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で受診者の年収が80万円以上	5,000円	5,000円
中間1	市民税所得割が33,000円未満	医療保険の 上限額※	
中間2	市民税所得割が33,000円以上235,000円未満		10,000円
一定所得以上	市民税所得割が235,000円以上	自立支援医療の 対象外 (申請の必要は ありません)	20,000円

※育成医療のみ「中間1」は5,000円、「中間2」は10,000円

注) 市民税所得割・・・世帯（同一健康保険）の市民税所得割の課税額を合算した金額

問い合わせ 福祉課 ☎ 72-6126

心身障害者医療

心身障害者に必要とする医療を受けやすくするため、その医療費の一部を公費負担するものです。

【 対象者 】 ① 1, 2級の身体障害者手帳を所持する人

②療育手帳Aを所持する人

③ 3級の身体障害者手帳と療育手帳Bをともに持つ人

※ただし、所得制限があり、該当にならない場合があります。

※心身障害の要件に該当する人であっても、65歳以上で新たに該当することとなった場合は、給付対象としません。

【 一部負担金 】 原則、定率1割の自己負担となります。

※医療保険制度による原則3割負担の自己負担額を、1割に軽減します。ただし、定率1割の自己負担には、一部負担限度額が設けられます。

【 必要書類等 】 ・ 印鑑
・ 健康保険証（国保の人は不要）
・ 身体障害者手帳または療育手帳

※転入者の場合、課税証明書も必要です。

問い合わせ 福祉課 ☎ 72-6126

各種割引

JRの運賃割引

- 【対象者】 ①身体障害者手帳を所持する人
②療育手帳を所持する人
※第1種身体障害者（下表）、療育手帳A所持者については、その介護人1人についても適用します。

第1種身体障害者

障害の区分	障害の程度
視覚障害	1～3級および4級の1
聴覚障害	2・3級
上肢不自由	1級、2級の1および2級の2
下肢不自由	1・2級および3級の1
体幹不自由	1～3級
内部障害	1～4級（ぼうこう・直腸機能障害は3級まで）

第2種身体障害者・・・上記に該当しない身体障害者

【割引率】

障害程度	距離	介護者	乗車券	急行券	定期券
第1種身障・療育A	制限なし	本人と同じ	5割引	5割引	5割引
第2種身障・療育B	101km以上		5割引		

※単独で乗車される場合には、第1種身体障害者であっても、第2種の人と同じ扱いになります。

※12歳未満の人が、定期券を購入する場合は、第2種身体障害者・療育手帳B所持者であっても、その介護者の定期券が5割引になります。

（小児定期乗車券については、第1種身体障害者・療育手帳A所持者であっても、適用はありません。）

※割引資格の確認のため、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

【自動券売機による乗車券の購入】

近距離用自動券発売機で発売される普通片道乗車券で、目的地までの所要区間の小児乗車券を購入してください。

なお、片道101km以上の場合は窓口で相談してください。

問い合わせ

JR新見駅 ☎72-0220

バス運賃の割引

- 【対象者】 ①身体障害者手帳を所持する人
②療育手帳を所持する人
③精神障害者保健福祉手帳(写真付き)を所持する人
第1種身体障害者、12歳未満の第2種身体障害者および療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者については、その介護人1人についても適用。
- 【割引率】 JR 運賃の割引に準ずる(5割引) (定期券3割引)
※身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して、乗車券等を購入又は運賃を支払ってください。

問い合わせ バス会社 備北バス新見営業所 ☎72-0625

航空運賃の割引

- 【対象者】 ①12歳以上の第1種身体障害者・・・本人および介護人に適用
②12歳以上の第2種の身体障害者で次に該当する人・・・本人のみ適用
平衡機能、音声・言語・そしゃく機能障害の3級以上
視覚、聴覚、下肢不自由、ぼうこう・直腸機能障害の4級以上
③療育手帳A所持者(12歳以上)・・・本人および介護人に適用
④療育手帳B所持者(12歳以上)・・・本人のみ適用
- 【割引率】 2割5分引(国内線のみ)

問い合わせ 航空会社

タクシー運賃の割引

- 【対象者】 身体障害者手帳または療育手帳を所持する人
- 【割引率】 1割引
- ※乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

問い合わせ タクシー会社(岡山県タクシー協会加盟のもの)

有料道路通行料金の割引

- 【対象者】 身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けている場合で
- ①身体障害者が自ら運転し、本人または生計を同じくする人が所有する乗用車など。
 - ②身体障害者手帳第1種または療育手帳A所有者が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用車等で、本人または生計を同じくする人が所有するもの。
- ※いずれも障害者1人につき1台とし、営業用自動車は除きます。
※身体障害者手帳「第2種」の人は、本人が運転する場合のみ
- 【割引率】 5割引
- 【有効期限】 2年間（申請日から2回目の誕生日まで）
- 【必用書類等】
- ・申請書
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・車検証
 - ・免許証
- <ETC利用の場合>
- ・ETCカード（本人名義） ※未成年の場合は、保護者名義
 - ・ETC車載器セットアップ証明書等管理番号のわかるもの

問い合わせ

福祉課 ☎ 72-6126

NHK放送受信料の免除

日本放送協会（NHK）受信料について、下記に該当する場合は、免除されます。

申請にあたっては、福祉事務所長の証明が必要ですので、該当する人は福祉課にお越しください。

- 【対象者世帯】
- ①全額免除
 - ・身体・知的・精神障害者のいずれかが世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の世帯
 - ②半額免除
 - 世帯主が下記に該当する障害者手帳の交付を受けている世帯
 - ・視覚障害者または聴覚障害者
 - ・重度（1級、2級）の身体障害者
 - ・重度（A判定）の知的障害者
 - ・重度（1級）の精神障害者
 - ・重度（特別項症から第1款症）の戦傷病者
- 【必用書類等】
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ・印鑑

問い合わせ

福祉課 ☎ 72-6126

公共施設等での割引サービス

障害者手帳を所持する方は、その手帳の種別や等級に関係なく下記の割引サービスなどを受けることができます。詳しい内容は直接対象施設にご確認ください。

対象施設	問合せ先	サービス内容			
		種別	1日利用券	プール券	ジム・スタジオ券
げんき広場 にいみ (上市 15-1)	71-2168	一時利用	550 円 (1,100 円)	350 円 (700 円)	350 円 (700 円)
		会員利用	月額 5,292円 (6,480円)		
			年額 58,212円 (71,280円)		
		※ ()内は通常の料金			
新見美術館 (西方 361)	72-7851	観覧料 半額			
新見 千屋温泉 (千屋花見 1336-5)	77-2020	入浴料:本人と介護者1名につき300円ずつ割引 宿泊料:部屋代の2割引(食事代は含まれない、本人のみの割引)			
大佐風の湯温泉 (大佐小阪部 2248-1)	98-9590 98-3700	入浴料:本人と介護者1名につき200円ずつ割引 海洋センター利用料金:半額			
神郷温泉 (神郷高瀬 3188-1)	93-5106	入浴料:本人と介護者1名につき300円ずつ割引			

問い合わせ

各対象施設

各種手当

特別児童扶養手当

- 【対象者】 年齢20歳未満の重度または中程度の障害（身体障害者1～3級（4級の一部）または療育手帳A（Bの一部）を所持する児童または、同程度の児童を家庭で養育している人。
- 【支給額】 月額
1級 51,450円（平成29年4月分～）
2級 34,720円（平成29年4月分～）
- 【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給されません。
①本人または扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
②児童が社会福祉入所施設等に入所しているとき
③児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- 【支給方法】 請求した月の翌月分から支給されます。
4, 8, 12月に前月までの4か月分が支払われます。
- 【必要書類等】
・申請書
・診断書または、身体障害者手帳・療育手帳
・印鑑
・戸籍謄本、世帯全員の住民票

問い合わせ

福祉課 ☎72-6126

障害児福祉手当

- 【対象者】 日常生活においてつねに介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害をもっている人。
- 【支給額】 月額 14,580円（平成29年4月分～）
- 【支給制限】 次のいずれかに該当する場合は支給されません。
①本人または扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
②児童入所施設、社会福祉入所施設等に入所しているとき
③児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- 【支給方法】 認定されれば、請求した月の翌月分から支給されます。
- 【必要書類等】
・申請書
・診断書
・所得状況届
・印鑑

問い合わせ

福祉課 ☎72-6126

新見市心身障害児福祉年金

- 【対象者】 20歳未満の在宅の障害児
- (重度) ①身体障害者手帳の障害等級が1級、2級の人
②療育手帳の程度が「A」の人
③身体障害者手帳の障害等級が3級で、かつ療育手帳の程度が「B」の人
④精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人
- (中度) ①身体障害者手帳の障害等級が3級、4級、5級、6級の人
②療育手帳の程度が「B」の人
③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級、3級の人
- 【支給額】 重度 年額 102,000円
中度 年額 84,000円
- 【支給制限】 児童が児童福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設および精神障害者施設へ入所した場合は支給されません。
- 【支給方法】 半年分が振込みにより、3,9月に支払われます。
- 【必要書類等】 ・申請書
・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
・印鑑

問い合わせ 福祉課 ☎72-6126

心身障害者扶養共済制度

心身障害者(児)を扶養している保護者が毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者亡き後(重度障害を生じた場合を含む)、心身障害者(児)が毎月年金を受ける制度です。

- 【加入要件】 心身障害者を扶養している65歳未満の人で、特別な障害のない人または特定の疾病にかかっていない人。
- 【対象者】 ①知的障害者(判定を受けている人)の保護者
②身体障害者(身障1級~3級の人)の保護者
③前2項と同程度の人(医師の診断による)の保護者
- 【掛金額】 月額 1口9,300円~23,300円
- 【支給額】 加入口数によりことなります。
加入口数1口の場合 20,000円(月額)

問い合わせ 福祉課 ☎72-6126

じん臓機能障害者通院手当

人工透析療法のため医療機関に通院しているじん臓機能障害者に対し、通院費の一部を給付する制度です。

- 【対象者】
- ①市内に住所がある人
 - ②身体障害者手帳の交付を受けた人
 - ③人工透析療法のため医療機関に通院している人

【給付額】 自宅から医療機関までの通院距離（片道）による

通院距離（片道）	給付額（月額）
1 km 未満	1, 500円
1 km 以上 2 km 未満	2, 000円
2 km 以上 1.5 km 未満	2, 500円
1.5 km 以上 2.0 km 未満	3, 000円
2.0 km 以上 2.5 km 未満	3, 500円
2.5 km 以上 3.0 km 未満	4, 000円
3.0 km 以上	4, 500円

- 【必要書類等】
- ・申請書
 - ・通院証明書
 - ・口座振替申出書
 - ・印鑑

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126



生活支援

自立支援給付

障害者自立支援法および児童福祉法に基づく福祉サービスとして、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定されます。

- 【 サービス内容 】
- 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
 - 児童発達支援、放課後等デイサービス
障害児（18歳未満）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
 - 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気などの場合に短期間、夜間を含めて施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。

※この他にも、介護給付、訓練など給付があります。詳しくはお問合せください。

問い合わせ

福祉課

☎72-6126

ほほえみ広場にいみ

☎71-2166

☎71-1022

【 市内対象事業所 】

〈居宅介護〉

事業所名	住所	電話
社会福祉協議会	金谷 690-1	72-7306
居宅介護事業所ハートフル・あしん	西方 4160 Eフラット 1F	72-5647

〈短期入所〉

事業所名	住所	電話
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部 3245	98-3111
岡山県健康の森学園 短期入所事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995
神郷の園	神郷下神代 1955	92-6311

〈児童発達支援・放課後等デイサービス〉

事業所名	住所	電話
スマイル	高尾 2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2522
もりっこ	金谷 640-1	(代) 96-2995

新見市障害者日中一時支援事業

新見市では障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業として日中一時支援事業を行います。

【事業の内容】 日中に介護や見守る人がいない障害児などを一時的に預かり、活動の場を確保し、社会参加を促進するとともに、障害児などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

【利用方法】 市福祉課、または最寄りの支局、ほほえみ広場にいみにある「新見市障害者地域生活支援事業申請書」により、利用の申請をしてください。申請後、市で審査した結果、利用が適当と認められる人に、利用決定通知を送ります。利用の際には決定通知書を事業所に提示してください。（事業所への事前予約も必要です。）

【利用料】

区分	3時間まで	以降1時間毎の加算額
重度障害者等	300円	100円
上記以外の障害者等	240円	80円

重度障害者等：1級、2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳並びに1級の精神保健福祉手帳を所持する障害者等および市長が特別に認めたもの

※送迎加算・・・片道あたり54円

問い合わせ

福祉課

☎72-6126

ほほえみ広場にいみ

☎71-2166

☎71-1022

<日中一時支援>

事業所名	住所	電話
NPO 法人風の音 かせのおと	事業所：新見 837 実施場所：高尾 2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2080
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部 3245	98-3111
岡山県健康の森学園 短期入所事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995
神郷の園	神郷下神代 1955	92-6311

ホリデーサポート事業

【ホリデーサポートとは】

市内の保護者などで組織する「新見障害児者と共に歩む会」が主催し、地域で生活する当事者やご家族の支援のため、休日や長期休暇期間の余暇活動や交流の場として、「ほほえみ広場にいみ」などを利用して開催します。

【活動内容】

参加者みんなで昼食（うどん、お好み焼き、どんぶりなどメニューも豊富です。）を作っての会食、軽い運動、創作活動、野外活動等、参加者のみなさんが無理なく楽しめるよう、色々なメニューで活動しています。

【支援体制】

当事者への療育支援やサポートを支援員やボランティアスタッフが行います。ご家族の人への相談支援や情報交換も気軽に行えるよう、話しやすい雰囲気づくりに配慮しています。

また、万一の事故に備えてボランティア行事保険にも加入しています。

【参加するには】

- ・開催時期や内容について、新見障害児者と共に歩む会 事務局 へご確認ください。
※「歩む会」に会員登録（年会費1,000円）すると、開催時期などの案内があります。
- ・参加申込みも同様に事前に連絡してください。
- ・参加費500円+昼食の材料代として200円程度必要です。（当日集金）
- ・エプロン、マスクは各自で準備してください。

問い合わせ

新見障害児者と共に歩む会 事務局

☎72-2080

（NPO風の音 内）

補 助 金

難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器の購入（製作）に要する費用の一部を助成します。

【 対 象 者 】 次のいずれをも満たす人としてします。

- ① 市内に住所を有する18歳未満の難聴児であること。
- ② 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。
- ③ 身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- ④ 当該難聴児が属する世帯に、前年所得が基準額を超える人がいないこと。

【 支 給 額 】 購入（製作）費の3分の2以内（上限額有り）

【 支 給 方 法 】 請求書（所定の様式）に記載された指定の口座に振り込みます。

【 必要書類等 】

- ・ 申請書
- ・ 医師意見書
- ・ 印鑑

問い合わせ

福祉課

☎ 7 2 - 6 1 2 6



市内の障害認定医療機関

市外の障害認定医療機関については、福祉課までお問い合わせください。

診療所名 住所・電話番号	認定科目											
	視覚	聴覚	肢体	言・音	心臓	呼吸器	じん臓	直腸	膀胱	小腸	免疫	肝臓
こだま眼科 (高尾 2450-2) ☎71-1010	○											
医療生協阿新診療所 (新見 741) ☎72-8701	休 診 中											
渡辺病院 (高尾 2278-1) ☎72-2123			○		○	○	○	○	○	○		○
新見中央病院 (新見 827-1) ☎72-2110			○		○	○	○			○	○	○
上江洲医院 (石蟹 60) ☎76-1835			○		○	○	○			○		○
新見クリニック (西方 450) ☎72-8183							○					
太田病院 (西方 426) ☎72-0214			○		○	○	○			○		

診療所名 住所・電話番号	認定科目											
	視覚	聴覚	肢体	言・音	心臓	呼吸器	じん臓	直腸	膀胱	小腸	免疫	肝臓
長谷川記念病院 (高尾 793-6) ☎72-3105			○								○	○
大佐診療所 (大佐小阪部 1470) ☎98-2500			○		○	○	○			○		
神代診療所 (神郷下神代 3946) ☎92-6001			○		○	○	○			○		
哲西診療所 (哲西町矢田 3604) ☎94-9224			○		○	○	○			○		○
国際貢献大学校メディカルクリニック (哲多町本郷 1334-1) ☎96-9188			○		○	○	○					

問い合わせ

福祉課

☎72-6126